

商品概要説明書（後見制度支援預金）

（2023年8月1日現在適用中）

1. 商品名	○後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	○後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人（※）で、家庭裁判所より後見制度支援預金の利用について指示書を交付されたお客さま ※保佐、補助、任意後見をご利用のお客さまは対象外
3. 預入期間	○定めはありません。
4. 預金種類	○普通預金
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	○後見制度支援預金口座を開設いただいた店舗のみで随時預入可能ですが、家庭裁判所の指示書が必要となります。 ○1円以上（初回預入時のみ500万円以上） ○1円単位
6. 払戻方法	○後見制度支援預金口座を開設いただいた店舗のみで払戻できますが、家庭裁判所の指示書が必要となります。
7. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法	○毎日の普通預金（有人店舗）の店頭表示利率を適用します。（変動金利） ※利率については、窓口等にお問い合わせください。 ○毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いいたします。 ○毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。
8. 手数料	○口座開設手数料：5万円（税抜） ○定額自動送金サービス取扱手数料・振込手数料：なし ※ 口座開設日から7営業日経過しても初回預入金額（500万円以上）の入金がない場合は、原則、口座開設は取消しとし、手数料は返還いたしません。
9. 付加できる特約事項	○家庭裁判所の指示書に基づき、日常生活に必要な資金を定期的を送金する定額自動送金サービスをご利用いただけます。
10. 解約時のお取扱い	○後見制度支援預金口座を開設いただいた店舗のみで随時解約可能ですが、家庭裁判所の指示書が必要となります。 ○ただし、預金者が法定後見制度の適用対象外となった場合や指示書に基づく定額自動送金サービスが残高不足により行えなくなった場合には、家庭裁判所の指示書は不要です。
11. 税金	○利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。 なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ○マル優のお取扱いはできません。

<p>1 2. 重要事項等 (預金保険を含む)</p>	<p>○この預金は、預金保険の対象となります。預金保険で保護される範囲は、他の預金保険対象預金等（決済用預金を除く）と合算して預金者お1人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額となります。</p> <p>○この預金は、当行が元本を保証しておりますが、万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、預金保険で保護される部分を除き、お客さまに損失が発生する可能性があります。</p>
<p>1 3. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>1 4. その他参考となる事項</p>	<p>○お取扱い店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西支店を除く全ての有人店舗 <p>○ご利用いただけないサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード ・ATM ・あおぞらインターネットバンキング ・公共料金等の自動引き落としサービス ・給与・年金・配当金等の自動受取り